

目 次

令和6年3月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第1号	箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第2号	箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第3号	箱根町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第4号	箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第5号	箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第6号	箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第7号	箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第8号	箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第9号	箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第10号	箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第11号	箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第12号	箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
13	議案第13号	箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
14	議案第14号	令和5年度箱根町一般会計補正予算(第6号)
15	議案第15号	令和5年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第3号)

NO	議案番号	件名
16	議案第16号	令和6年度箱根町一般会計予算
17	議案第17号	令和6年度箱根町国民健康保険特別会計予算
18	議案第18号	令和6年度箱根町後期高齢者医療特別会計予算
19	議案第19号	令和6年度箱根町介護保険特別会計予算
20	議案第20号	令和6年度箱根町温泉財産区特別会計予算
21	議案第21号	令和6年度箱根町宮城野財産区特別会計予算
22	議案第22号	令和6年度箱根町仙石原財産区特別会計予算
23	議案第23号	令和6年度箱根町蛸川財産区特別会計予算
24	議案第24号	令和6年度箱根町温泉特別会計予算
25	議案第25号	令和6年度箱根町育英奨学金特別会計予算
26	議案第26号	令和6年度箱根町水道事業会計予算
27	議案第27号	令和6年度箱根町公共下水道事業会計予算
28	議案第28号	損害賠償の額の決定について
29	議案第29号	教育長の任命について
30	議案第30号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 号

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

令和 5 年 6 月 9 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が公布されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年箱根町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1町長の項中「重度障がい者医療証助成」を「箱根町重度障害者医療費助成」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
町長	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報であって町長が指定するもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害	地方税関係情報であって規則で定

者等手当支給条例による市町村経由事務であって規則で定めるもの	めるもの
箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの
	地方税関係情報であって町長が指定するもの
	国民健康保険給付関係情報であって町長が指定するもの
箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの
	地方税関係情報であって町長が指定するもの
	国民健康保険給付関係情報であって町長が指定するもの

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、一部を除き令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町監査委員条例の一部改正)

第 1 条 箱根町監査委員条例(昭和 31 年箱根町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

箱根町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

町の防災力を向上させることを目的とし、自衛隊員等を箱根町防災会議の委員に追加するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町防災会議条例の一部を改正する条例

箱根町防災会議条例（昭和 39 年箱根町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者

第 3 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

第 3 条第 6 項中「24 人」を「25 人」に改め、同条第 7 項中「第 5 項第 7 号及び第 8 号」を「第 5 項第 8 号から第 10 号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号）等が令和 5 年 12 月 6 日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町手数料条例の一部を改正する条例

箱根町手数料条例（平成 12 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「別表第 1 の 24 の項」を「別表第 1 の 27 の項」に改め、同条第 4 項中「別表第 1 の 27 の項」を「別表第 1 の 31 の項」に、「の閲覧が」を「を閲覧に供する事務については」に改める。

第 7 条第 2 項中「別表第 1 の 12 の項から 15 の項」を「別表第 1 の 14 の項から 17 の項」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中 34 の項を 36 の項とし、同表の 33 の項中「（平成 14 年法律第 151 号）」を削り、同項を同表の 35 の項とし、同表中 32 の項を 34 の項とし、同表の 31 の項中「の閲覧」を「を閲覧に供する事務」に改め、同項を同表の 33 の項とし、同表中 30 の項を 32 の項とし、同表の 29 の項中「の閲覧」を「を閲覧に供する事務」に改め、同項を同表の 31 の項とし、同表中 28 の項を 30 の項とし、7 の項から 27 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表の 6 の項中「の閲覧」を「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同項を同表の 8 の項とし、同表の 5 の項中「戸籍法第 48 条」を「戸籍法第 48 条第 1 項」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、「法務省令」を「戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）」に改め、同項を同表の 7 の項とし、同表中 4 の項を 5 の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	700 円
--	-----------------------	-------

<p>(情報提供等記録開示システムを使用する方法(除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合にあっては、電子情報処理組織により自動的に特定した当該除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。)に限る。以下この項において同じ。)により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
--	--	--

別表第1の3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>400円</p>
---	----------------------------	-------------

(以下この項及び6の項において「電子情報処理組織」という。)を使用する方法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム(以下この項及び6の項において「情報提供等記録開示システム」という。))を使用する方法(戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合にあっては、電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。)に限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表第2の1の表3の項(5)ア中「118万円」を「145万円」に改め、同項(5)イ中「141万円」を「172万円」に改め、同項(5)ウ中「159万円」を「192万円」に改め、同項(5)エ中「195万円」を「236万円」に改め、同項(5)オ中「227万円」を「274万円」に改め、同項(5)カ中「455万円」を「564万円」

に改め、同項（5）キ中「582万円」を「724万円」に改め、同項（5）ク中「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第 5 号

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

第 9 期介護保険事業計画の計画期間となる令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるため本条例案を提出するものである。

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成 12 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「37,200 円」を「34,944 円」に改め、同項第 2 号中「52,080 円」を「52,608 円」に改め、同項第 3 号中「55,800 円」を「52,992 円」に改め、同項第 4 号中「66,960 円」を「69,120 円」に改め、同項第 5 号中「74,400 円」を「76,800 円」に改め、同項第 6 号中「89,280 円」を「92,160 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 7 号中「96,720 円」を「99,840 円」に改め、同号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 8 号中「111,600 円」を「115,200 円」に改め、同号ア中「200 万円以上 300 万円」を「210 万円以上 320 万円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 9 号中「126,480 円」を「130,560 円」に改め、同号ア中「300 万円以上 400 万円」を「320 万円以上 420 万円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 10 号中「141,360 円」を「145,920 円」に改め、同号ア中「400 万円以上 600 万円」を「420 万円以上 520 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 11 号中「156,240 円」を「161,280 円」に改め、同号ア中「600 万円以上 800 万円」を「520 万円以上 620 万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第 12 号中「163,680 円」を「184,320 円」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 176,640 円

ア 合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 5 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年

度」に、「22,320円」を「21,888円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,320円」を「21,888円」に、「37,200円」を「37,248円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,320円」を「21,888円」に、「52,080円」を「52,608円」に改める。

第7条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条及び第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 16 号)が令和 6 年 1 月 25 日に公布され、同令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)の一部を改正する規定が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年箱根町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜

間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「指定地域密着型通所介護事業所の管理上」を「当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上」に改め、「同一敷地内にあり」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定

による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 59 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 59 条の 20 の 3 中「同項第 3 号」を「同項第 4 号」に、「同項第 4 号」を「同項第 5 号」に改める。

第 59 条の 24 第 1 項ただし書中「指定療養通所介護事業所の管理上」を「当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第 59 条の 30 中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 59 条の 37 第 2 項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 第 59 条の 30 第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 62 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 63 条第 4 項中「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「町長」に改める。

第 65 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 66 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 70 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利

用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第83条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2

種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていること。

と認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機

関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条の見出し及び同条中「看護小規模多機能型居宅介護従業者の」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 7 号

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 16 号)が令和 6 年 1 月 25 日に公布され、同令の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令 36 号)の一部を改正する規定が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年箱根町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第4項中「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「町長」に改める。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項）」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する

行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する

方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めな

ければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 8 号

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 16 号)が令和 6 年 1 月 25 日に公布され、同令の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)の一部を改正する規定が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成 26 年箱根町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者で
ある指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」と
いう。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る
事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介
護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以
下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定
する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前
項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定に
より置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140
条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主
任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専
門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、
介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者と
することができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、
次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職
務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防
支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 7 条第 2 項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第 3 項中「利用申

込者」を「利用者」に改め、「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第 13 条に次の 2 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 15 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「(平成 11 年厚生省令第 36 号)」を削り、同条第 4 号中「規定」の次に「(第 33 条第 29 号の規定を除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 31 条第 2 項第 2 号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 33 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、改正後の箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 3 項（新条例の第 35 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第 9 号

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 16 号)が令和 6 年 1 月 25 日に公布され、同令の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)の一部を改正する規定が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）」及び、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数

ちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の箱根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」

とする。

議案第 10 号

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年箱根町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項第3号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「、第13条第2項」を「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「同省令第31条」及び「同省令第33条」を「同条」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第52条第3項中「限る。）」との次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額」と」を加える。

第62条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年箱根町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）が令和 5 年 5 月 19 日に公布され、その一部が令和 6 年 4 月 1 日から施行されること及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 17 号）が令和 6 年 1 月 26 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 を次のように改める。

第 4 条の 3 削除

第 9 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 10 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 11 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に、「第 17 条の 4 に」を「第 17 条の 4 第 1 項第 1 号に」に改める。

第 13 条の見出し及び同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 13 条の 2 から第 13 条の 5 の 2 までを次のように改める。

第 13 条の 2 から第 13 条の 5 の 2 まで 削除

第 13 条の 6 中「又は第 13 条の 2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。)」を削る。

第 13 条の 6 の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同条第 1 号中「であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 13 条の 6 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 13 条の 6 の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 13 条の 6 の 6 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 13 条の 6 の 7 から第 13 条の 6 の 11 までを次のように改める。

第 13 条の 6 の 7 から第 13 条の 6 の 11 まで 削除

第 13 条の 6 の 12 中「又は第 13 条の 6 の 7」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 13 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。)」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 13 条の 7 第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 16 条中「、第 13 条の 2、第 13 条の 6 の 3 若しくは第 13 条の 6 の 7」を

「若しくは第 13 条の 6 の 3」に改め、「若しくは第 13 条の 5」を削る。

第 17 条の 4 第 1 項中「又は第 13 条の 2」を削り、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5 千円」を「54 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「又は第 13 条の 2」及び「又は第 13 条の 6 の 7」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改め、同条第 4 項中「又は第 13 条の 2」を削る。

第 17 条の 7 第 1 項及び第 2 項第 1 号中「又は第 13 条の 5」を削り、同条第 4 項中「又は第 13 条の 5」及び「又は第 13 条の 6 の 10」を削る。

第 17 条の 8 第 1 項及び第 2 項中「又は第 13 条の 2」を削り、同条第 4 項中「又は第 13 条の 2」及び「又は第 13 条の 6 の 7」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改め、同条第 5 項中「又は第 13 条の 2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箱根町国民健康保険条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例

箱根町水道事業給水条例（平成 10 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条、第 42 条第 2 項ただし書及び第 45 条第 1 号中「第 16 条の 2 第 3 項の厚生省令」を「第 16 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第14号

令和5年度箱根町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度箱根町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,502,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,248,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月21日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		616,999	419,106	1,036,105
	10 国庫補助金	377,240	419,106	796,346
50 県支出金		440,438	54	440,492
	10 県補助金	249,613	54	249,667
60 寄付金		1,713,115	102,200	1,815,315
	05 寄付金	1,713,115	102,200	1,815,315
65 繰入金		1,035,929	5,341	1,041,270
	05 基金繰入金	1,035,929	5,341	1,041,270
80 町債		782,400	975,900	1,758,300
	05 町債	782,400	975,900	1,758,300
歳 入 合 計		12,745,434	1,502,601	14,248,035

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		3,366,857	114,279	3,481,136
	05 総務管理費	3,125,987	111,815	3,237,802
	15 戸籍住民基本台帳費	67,997	2,464	70,461
15 民生費		2,017,104	149,355	2,166,459
	05 社会福祉費	1,357,027	149,355	1,506,382
20 衛生費		1,816,423	4,145	1,820,568
	05 保健衛生費	400,986	4,145	405,131
40 消防費		1,301,491	2,822	1,304,313
	05 消防費	1,301,491	2,822	1,304,313
45 教育費		1,104,272	1,232,000	2,336,272
	10 小学校費	272,900	1,232,000	1,504,900
歳出	合計	12,745,434	1,502,601	14,248,035

第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
45 教育費	10 小学校費	学校施設 長寿化事業	千円 1,789,000	令和 5年度	千円 1,232,000
				令和 6年度	0
				令和 7年度	557,000

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	電子計算処理推進事業	1,309
10 総務費	15 戸籍住民 基本台帳費	戸籍住民基本台帳経常経費	3,817
15 民生費	05 社会福祉費	特別支援給付金給付事業	45,410
15 民生費	05 社会福祉費	定額減税調整 給付金給付事業	70,110
15 民生費	05 社会福祉費	介護保険事業所光熱水費等 高騰対策支援事業	2,480
20 衛生費	05 保健衛生費	医療機関光熱水費等 高騰対策支援事業	945
20 衛生費	05 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種体制確保事業	310
20 衛生費	05 保健衛生費	省エネ家電買換え促進事業	3,200
30 観光費	05 観光費	森のふれあい館整備事業	71,739
合 計			199,320

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
15 民生費	05 社会福祉費	緊急支援給付 金給付事業	千円 125,443	緊急支援給付 金給付事業	千円 151,977

第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学 校 施 設 長 寿 命 化 事 業	千円 977,900	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消 防 情 報 機 器 等 整 備 事 業	千円 270,700	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	千円 268,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	616,999	419,106	1,036,105
50 県支出金	440,438	54	440,492
60 寄付金	1,713,115	102,200	1,815,315
65 繰入金	1,035,929	5,341	1,041,270
80 町債	782,400	975,900	1,758,300
歳入合計	12,745,434	1,502,601	14,248,035

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	3,366,857	114,279	3,481,136	3,773	0	101,200	9,306
15 民生費	2,017,104	149,355	2,166,459	151,476	0	0	△2,121
20 衛生費	1,816,423	4,145	1,820,568	4,145	0	0	0
30 観光費	1,092,388		1,092,388	3,373	0	0	△3,373
40 消防費	1,301,491	2,822	1,304,313	2,783	△2,000	0	2,039
45 教育費	1,104,272	1,232,000	2,336,272	253,610	977,900	0	490
歳出合計	12,745,434	1,502,601	14,248,035	419,160	975,900	101,200	6,341

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
10 総務費国庫補助金	46,887	2,464	49,351
15 民生費国庫補助金	24,665	487	25,152
45 教育費国庫補助金	7,185	253,610	260,795
73 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	133,693	159,762	293,455
74 デジタル田園都市国家構想交付金	0	2,783	2,783
計	377,240	419,106	796,346

(款) 50 県支出金

(項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	33,698	54	33,752
計	249,613	54	249,667

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

10 総務費寄付金	4,005	1,200	5,205
35 ふるさと納税寄付金	1,700,000	100,000	1,800,000
50 企業版ふるさと納税寄付金	8,000	1,000	9,000
計	1,713,115	102,200	1,815,315

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	1,025,650	5,341	1,030,991
計	1,035,929	5,341	1,041,270

(款) 80 町債

(項) 05 町債

40 消防債	290,100	△2,000	288,100
45 教育債	51,500	977,900	1,029,400
計	782,400	975,900	1,758,300

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 総務管理費国庫補助金	2,464	70 社会保障・税番号制度システム整備費補助金追加	2,464
15 児童福祉費国庫補助金	487	05 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金追加	487
05 小学校費国庫補助金	253,610	30 学校施設環境改善交付金	253,610
05 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	159,762	05 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加	159,762
05 デジタル田園都市国家構想交付金	2,783	05 デジタル田園都市国家構想交付金	2,783

10 児童福祉費県補助金	54	65 保育所等紙おむつ処分事業費県補助金	54

05 総務管理費寄付金	1,200	05 箱根トラスト推進事業指定寄付金追加	1,200
05 ふるさと納税寄付金	100,000	03 一般寄付金追加	100,000
05 企業版ふるさと納税寄付金	1,000	05 一般寄付金追加	1,000

05 財政調整基金繰入金	5,341	05 財政調整基金繰入金追加	5,341

05 消防債	△2,000	15 消防情報機器等整備事業債更正減	△2,000
05 小学校債	977,900	15 学校施設長寿命化事業債	977,900

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 電子計算管理費	169,049	1,480	170,529	1,309	0	0	171
35 企画費	905,991	50,741	956,732	0	0	50,741	0
70 諸費	9,915	9,135	19,050	0	0	0	9,135
75 財政調整基金費	845,330	50,459	895,789	0	0	50,459	0
計	3,125,987	111,815	3,237,802	1,309	0	101,200	9,306

(款) 10 総務費

(項) 15 戸籍住民基本台帳費

05 戸籍住民基本台帳費	67,997	2,464	70,461	2,464	0	0	0
計	67,997	2,464	70,461	2,464	0	0	0

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

05 社会福祉総務費	502,294	142,054	644,348	142,054	0	0	0

(単位：千円)

節			
区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助 及び交付金	1,480	05-01-01 電子計算処理推進事業追加…………… 18-01 負担金追加	1,480 1,480
12 委託料	9,213	05-01-01 箱根トラスト推進事業追加……………	1,200
13 使用料及び 賃借料	40,328	24-01 積立金追加	1,200
24 積立金	1,200	05-30-01 ふるさと納税促進事業追加…………… 12-01 委託料追加 13-01 使用料及び賃借料追加	49,541 9,213 40,328
22 償還金利子 及び割引料	9,135	01-05-01 経常経費追加…………… (償還金利子及び割引料) 22-02 過年度過誤納還付金追加	9,135 9,135
24 積立金	50,459	01-05-01 経常経費追加…………… (積立金) 24-51 財政調整基金積立金追加	50,459 50,459

12 委託料	2,464	01-05-01 経常経費追加…………… (委託料) 12-57 戸籍情報システム関係委託料追加	2,464 2,464
--------	-------	--	----------------

1 報酬	1,012	05-18-01 特別支援給付金給付事業追加……………	45,410
3 職員手当等	2,580	01-12 会計年度任用職員報酬	337
4 共済費	221	03-01 職員手当等	1,290
8 旅費	55	04-01 共済費	85
10 需用費	344	08-02 費用弁償	18
11 役務費	1,693	10-01 消耗品費追加	128

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05							
10 心身障がい者福祉費	335,536	1,043	336,579	0	0	0	1,043
30 老人福祉費	268,751	6,258	275,009	2,480	0	0	3,778
計	1,357,027	149,355	1,506,382	144,534	0	0	4,821

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	164,166	0	164,166	6,446	0	0	△6,446
10 認定こども園費	289,392	0	289,392	484	0	0	△484
15 保育所費	123,047	0	123,047	12	0	0	△12
計	659,502	0	659,502	6,942	0	0	△6,942

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	136,149	11-01 役務費追加	225
		18-01 負担金追加	327
		18-91 交付金追加	43,000
		05-19-01 緊急支援給付金給付事業追加……………	26,534
		10-01 消耗品費追加	84
		11-01 役務費追加	123
		18-01 負担金追加	327
		18-91 交付金追加	26,000
		05-20-01 定額減税調整給付金給付事業……………	70,110
		01-12 会計年度任用職員報酬	675
		03-01 職員手当等	1,290
		04-01 共済費	136
		08-02 費用弁償	37
		10-01 消耗品費	132
		11-01 役務費	1,345
		18-01 負担金	795
		18-91 交付金	65,700
18 負担金補助 及び交付金	1,043	01-05-01 心身障がい者福祉経常経費追加…………… (負担金補助及び交付金)	1,043
		18-07 障がい者相談支援事業負担金追加	1,043
18 負担金補助 及び交付金	2,480	05-16-01 介護保険特別会計繰出金追加……………	3,778
		27-01 繰出金追加	3,778
27 繰出金	3,778	05-46-01 介護保険事業所光熱水費等高騰対策支援事業……………	2,480
		18-91 交付金	2,480

		財源振替	
		05-12-01 放課後児童健全育成事業……………	財源内訳更正
		05-29-01 子育て世帯応援給付金給付事業……………	財源内訳更正
		財源振替	
		01-05-01 認定こども園経常経費……………	財源内訳更正
		財源振替	
		01-05-01 保育所経常経費……………	財源内訳更正

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 保健衛生総務費	89,573	945	90,518	945	0	0	0
27 環境保全対策費	16,697	3,200	19,897	3,200	0	0	0
計	400,986	4,145	405,131	4,145	0	0	0

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

10 観光振興費	234,617	0	234,617	3,373	0	0	△3,373
計	1,092,388	0	1,092,388	3,373	0	0	△3,373

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

10 非常備消防費	67,415	2,822	70,237	0	0	0	2,822
15 消防施設費	314,026	0	314,026	2,783	△2,000	0	△783
計	1,301,491	2,822	1,304,313	2,783	△2,000	0	2,039

(款) 45 教育費

(項) 10 小学校費

05 小学校管理費	265,452	1,232,000	1,497,452	253,610	977,900	0	490
計	272,900	1,232,000	1,504,900	253,610	977,900	0	490

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	945	05-11-01 医療機関光熱水費高騰対策支援事業……………	945
		18-91 交付金	945
3 職員手当等	181	05-12-01 省エネ家電買換え促進事業追加……………	3,200
10 需用費	5	03-01 職員手当等追加	181
11 役務費	14	10-01 消耗品費追加	5
18 負担金補助 及び交付金	3,000	11-01 役務費追加	14
		18-51 補助金追加	3,000

		財源振替	
		01-05-01 観光振興経常経費……………	財源内訳更正

1 報酬	2,822	01-01-01 報酬追加……………	2,822
		(報酬)	
		01-53 消防団員出動報酬追加	2,822
		財源振替	
		05-03-01 消防情報機器等整備事業……………	財源内訳更正

11 役務費	34	05-11-01 学校施設長寿命化事業追加……………	1,232,000
12 委託料	13,904	11-01 役務費	34
14 工事請負費	1,218,062	12-01 委託料追加	13,904
		14-01 工事請負費	1,218,062

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	11,856 (4.5)	-	7,987	45,823	6,477	52,300	
	議 員	13	49,224	-	22,151 (4.5)	-	-	71,375	14,251	85,626	
	その他の 特別職	590	37,682	-	-	-	-	37,682	9,360	47,042	
	計	606	86,906	25,980	34,007	-	7,987	154,880	30,088	184,968	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,856 (4.5)	-	7,987	45,823	6,477	52,300	
	議 員	13	49,224	-	22,151 (4.5)	-	-	71,375	14,251	85,626	
	その他の 特別職	590	34,860	-	-	-	-	34,860	9,360	44,220	
	計	606	84,084	25,980	34,007	-	7,987	152,058	30,088	182,146	
比較	長 等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	2,822	-	-	-	-	2,822	0	2,822	
	計	0	2,822	0	0	-	0	2,822	0	2,822	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	503	209,078	1,341,308	1,090,825	2,641,211	464,737	3,105,948	
補正前	501	208,066	1,341,308	1,088,064	2,637,438	464,516	3,101,954	
比較	2	1,012	0	2,761	3,773	221	3,994	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	31,317	-	55,573	323,893	241,865	42,559	2,063
	補正前	31,317	-	55,573	323,583	241,607	42,559	2,063
	比較	0	-	0	310	258	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,476	125,850	33,413	2,583	16,120
	補正前	1,476	123,657	33,413	2,583	16,120
	比較	0	2,193	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当等	2,761	特別支援給付金 給付事業	1,290	時間外勤務手当 1,006千円 会計年度任用職員 期末勤勉手当 284千円	
		定額減税調整給付 金給付事業	1,290	時間外勤務手当 1,006千円 会計年度任用職員 期末勤勉手当 284千円	
		省エネ家電買換え 促進事業	181	時間外勤務手当 181千円	

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	149	209,078	—	33,693	242,771	31,718	274,489	
補正前	147	208,066	—	33,125	241,191	31,497	272,688	
比 較	2	1,012	—	568	1,580	221	1,801	

※本表の数値は、2－(1) 総括の内数です。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	区分	全 体 計 画					前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
						特 定 財 源									
						国 県 支出金	地方債	その他							
45	10	小学校施設 校長寿命化 事業	補正額	5	1,232,000	253,610	977,900	0	490	0	0	1,232,000	1,232,000	0	68.9%
				6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
				7	557,000	99,200	446,800	0	11,000	0	0	0	0	557,000	31.1%
				計	1,789,000	352,810	1,424,700	0	11,490	0	0	1,232,000	1,232,000	557,000	100.0%

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普通債	補正前の額	6,501,195	6,049,549	782,400	656,589	6,175,360
	補正額	0	0	975,900	0	975,900
	補正後の額	6,501,195	6,049,549	1,758,300	656,589	7,151,260
2. 教育	補正前の額	2,904,731	2,768,628	51,500	241,607	2,578,521
	補正額	0	0	977,900	0	977,900
	補正後の額	2,904,731	2,768,628	1,029,400	241,607	3,556,421
9. 消防	補正前の額	1,103,443	950,178	290,100	128,266	1,112,012
	補正額	0	0	△ 2,000	0	△ 2,000
	補正後の額	1,103,443	950,178	288,100	128,266	1,110,012
合 計	補正前の額	7,725,508	7,036,965	782,400	922,700	6,896,665
	補正額	0	0	975,900	0	975,900
	補正後の額	7,725,508	7,036,965	1,758,300	922,700	7,872,565

議案第 15 号

令和 5 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,717 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,428,143 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		289,987	3,016	293,003
	05 国庫負担金	218,475	2,598	221,073
	10 国庫補助金	71,512	418	71,930
20 支払基金交付金		347,505	7,257	354,762
	05 支払基金交付金	347,505	7,257	354,762
25 県支出金		203,989	6,138	210,127
	05 県負担金	193,949	6,138	200,087
45 繰入金		240,945	11,306	252,251
	05 他会計繰入金	240,945	3,778	244,723
	10 基金繰入金	0	7,528	7,528
歳入合計		1,400,426	27,717	1,428,143

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		54,821	836	55,657
	05 総務管理費	43,285	836	44,121
10 保険給付費		1,269,000	26,881	1,295,881
	05 介護サービス等諸費	1,269,000	26,881	1,295,881
歳出	合計	1,400,426	27,717	1,428,143

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	289,987	3,016	293,003
20 支払基金交付金	347,505	7,257	354,762
25 県支出金	203,989	6,138	210,127
45 繰入金	240,945	11,306	252,251
歳入合計	1,400,426	27,717	1,428,143

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 総務費	54,821	836	55,657	418	0	418	0
10 保険給付費	1,269,000	26,881	1,295,881	8,736	0	18,145	0
歳出合計	1,400,426	27,717	1,428,143	9,154	0	18,563	0

2 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 05 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
05 介護給付費国庫負担金	218,475	2,598	221,073
計	218,475	2,598	221,073

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

25 介護保険電算システム国庫補助金	0	418	418
計	71,512	418	71,930

(款) 20 支払基金交付金

(項) 05 支払基金交付金

05 介護給付費交付金	342,630	7,257	349,887
計	347,505	7,257	354,762

(款) 25 県支出金

(項) 05 県負担金

05 介護給付費県負担金	193,949	6,138	200,087
計	193,949	6,138	200,087

(款) 45 繰入金

(項) 05 他会計繰入金

05 一般会計繰入金	240,945	3,778	244,723
計	240,945	3,778	244,723

(款) 45 繰入金

(項) 10 基金繰入金

05 介護保険給付費支払基金繰入金	0	7,528	7,528
計	0	7,528	7,528

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
05 現年度分	2,598	05 介護給付費国庫負担金追加 2,598

05 現年度分	418	05 介護保険電算システム国庫補助金 418

05 現年度分	7,257	05 介護給付費交付金追加 7,257

05 現年度分	6,138	05 介護給付費県負担金追加 6,138

05 介護給付費繰入金	3,360	05 介護給付費繰入金追加 3,360
15 事務費繰入金	418	05 事務費繰入金追加 418

05 介護保険給付費支払基金繰入金	7,528	05 介護保険給付費支払基金繰入金 7,528

3 歳出

(款) 05 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般管理費	43,285	836	44,121	418	0	418	0
計	43,285	836	44,121	418	0	418	0

(款) 10 保険給付費

(項) 05 介護サービス等諸費

05 介護サービス等給付費	1,268,073	26,988	1,295,061	8,774	0	18,214	0
10 審査支払手数料	927	△107	820	△38	0	△69	0
計	1,269,000	26,881	1,295,881	8,736	0	18,145	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	836	01-05-01 一般管理費追加…………… (負担金補助及び交付金)	836
		18-05 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金追加	836

18 負担金補助及び交付金	26,988	01-05-02 介護サービス等給付費追加・更正減…………… (負担金補助及び交付金)	38,353
		18-02 居宅介護サービス給付費負担金追加	20,828
		18-03 地域密着型介護サービス給付費負担金更正減	△8,855
		18-04 施設介護サービス給付費負担金追加	29,185
		18-05 居宅介護福祉用具購入費負担金更正減	△267
		18-06 居宅介護住宅改修費負担金更正減	△268
		18-07 居宅介護サービス計画給付費負担金更正減	△2,270
		01-05-03 介護予防サービス等給付費更正減…………… (負担金補助及び交付金)	△13,192
		18-02 介護予防サービス給付費負担金更正減	△10,019
		18-03 地域密着型介護予防サービス給付費負担金更正減	△2,549
		18-04 介護予防福祉用具購入費負担金更正減	△167
		18-05 介護予防住宅改修費負担金更正減	△396
		18-06 介護予防サービス計画給付費負担金更正減	△61
		01-05-04 高額介護サービス等費追加…………… (負担金補助及び交付金)	5,087
		18-02 高額介護サービス費負担金追加	5,074
		18-03 高額介護予防サービス費負担金追加	13
		01-05-05 高額医療合算介護サービス等費更正減…………… (負担金補助及び交付金)	△2,360
		18-02 高額医療合算介護サービス費負担金更正減	△2,360
		01-05-06 特定入所者介護サービス等費更正減…………… (負担金補助及び交付金)	△900
		18-02 特定入所者介護サービス費負担金更正減	△900
11 役務費	△107	01-05-01 審査支払手数料更正減…………… (役務費)	△107
		11-51 介護保険審査支払手数料更正減	△107

議案第 28 号

損害賠償の額の決定について

神奈川県人事委員会による懲戒免職処分の修正裁決を受けて復職した職員に対する給与の遡及支払いに伴う遅延損害金の損害賠償の額について、次のとおり定める。

1 相手方

箱根町消防職員 A

2 損害賠償の額

545,444 円

3 事案の概要

相手方職員は、令和 2 年 4 月 14 日付けで当町から受けた懲戒免職処分に対し、神奈川県人事委員会へ不利益処分に関する審査請求を提起し、同人事委員会において審理された結果、令和 5 年 7 月 5 日付けで「懲戒免職処分を停職 6 月の処分に修正する」とする裁決がなされたことから、当町に復職した。

このことに伴い、令和 2 年 4 月 14 日から令和 5 年 7 月までの間の各給与相当額の合計 10,784,044 円を令和 5 年 11 月 30 日に遡及して支給したが、対応する各給与の支払日の翌日から支給済みに至るまで、年 3%の割合による遅延損害金を支払うものである。

令和 6 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

懲戒免職処分の修正により復職した職員への給与の遡及支払いに伴う遅延損害金の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を得る必要があるため、提案するものである。